

## 改正建築士法 Q A

### 建築士制度見直しの施行スケジュール

Q 改正建築士法の施行スケジュールはどうなっていますか。

A

1. 改正建築士法は平成20年11月28日から施行されます。
2. これに先立ち、登録講習機関の登録申請等の準備行為に関する規定が平成20年5月28日から施行されています。
3. また、平成21年5月27日以降に構造設計、設備設計がなされた一定の建築物については、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与が義務づけられます。

Q 準備行為として行われるのはこういった行為ですか。

A

1. 登録講習機関に関し、登録を受けようとする者は登録の申請及び講習事務規程の届出を行うことができます。
2. また、中央指定登録機関及び都道府県指定登録機関に関し、それらの機関の指定及び当該指定に関し必要な手続き等を行うことができます。

### 建築士の資質・能力の向上

#### [定期講習の受講の義務づけ]

Q どういった建築士に定期講習の受講が義務付けられますか。

A

1. 建築士事務所に所属する一級／二級／木造建築士及び全ての構造設計／設備設計一級建築士に対しそれぞれ、定期講習の受講が義務付けられます。

Q 行政職員、大学教授、建築とは異なる分野の会社に勤務する方など、建築士事務所に所属しない建築士は定期講習を受講しなくともよいのですか。

A

1. こうした建築士には、定期講習の受講は義務付けられていません。
2. しかしながら、近年の法改正の状況や技術革新の状況を把握するため、可能であれば受講することが望ましいです。

Q 地方公共団体の営繕部局の方や会社内で設計を行っている方など事務所登録を行っていないものの設計行為を行っている建築士は定期講習を受講しなくともよいのですか。

A

1. こうした建築士には、定期講習の受講は義務付けられていません。
2. しかしながら、近年の法改正の状況や技術革新の状況を把握するため、可能であれば受講することが望ましいです。

Q 建築士事務所に所属する建築士に、定期講習の受講が義務付けられているのは何故ですか。

A

1. 設計・工事監理等の業務を「業」として行う建築士は、業務の実施にあたり必要となる能力を確実に身につけておく必要があるためです。

Q 建築士事務所に所属しない建築士に、定期講習の受講が義務付けられていないのは何故ですか。

A

1. 建築士事務所に所属しない建築士は、設計・工事監理等の業務を「業」として行っておらず、こうした建築士についてまで、定期講習の受講を義務付けることは、過度な規制となると考えられるためです。

Q 定期講習は何年おきに受講する必要がありますか。

A

1. 3年おきに受講する必要があります。
2. 具体的には、定期講習を受講した日の翌年度の4月1日から3年以内に受講すればよいこととしています。

Q 他業界に勤務していますが、今後、建築士事務所に再就職する場合、定期講習をどのようなタイミングで受講すればよいですか。

A

1. 建築士事務所に所属する時点から見て、過去の3年度に定期講習を受講していなければ、遅滞なく定期講習を受講する必要があります。

Q 建築士登録をしていますが、事務所経営に専念しており、建築士として設計や工事監理を行うことがほとんどないのですが、それでも受講する必要があるのでしょうか。

A

1. あくまでも建築士事務所経営に専念しているということで、所属建築士として登録されていないのであれば、定期講習の受講が義務付けられることはありません。
2. なお、この場合、当該建築士は、設計・工事監理等の業務を「業」として行うことはできないことは言うまでもありません。

Q 定期講習を受講しない場合、罰金や罰則がありますか。

A

1. 罰金や罰則はありません。これは他の資格制度における講習義務付けの場合と同様です。
2. しかしながら、定期講習の受講義務違反は建築士法の定めに違反することとなりますので、受講を促す注意を行っても受講しないような場合については、建築士法違反として懲戒処分の対象となりえます。
3. また、建築士事務所において閲覧することとされる書類のうち、所属する建築士の一覧にも

定期講習の受講歴が記載されます。

Q 建築主はどういった方法により、建築士の定期講習の受講状況を把握できますか。

A

1. 建築士名簿に定期講習の受講歴が記載されることとなります。
2. 改正建築士法が施行されると、建築士名簿は閲覧対象となりますので、これを通じて、建築士の講習受講状況を把握することが可能となります。

Q いつまでに定期講習を受講しないといけないなどと、国や都道府県から連絡してもらえるのでしょうか。

A

1. 定期講習を受講する義務は、建築士事務所に所属する建築士自身にあります。
2. したがって、建築士として自覚を持ち、自主的に定期講習を受講することは、建築士の責任と言えます。

Q 住所地・勤務地以外の地域で開催される定期講習を受講した場合は何か問題がありますか。

A

1. 特段問題はありません。この場合も、講習受講歴が建築士名簿に記載されることとなります。

Q 二級建築士又は木造建築士が登録している都道府県以外の地域で開催される定期講習を受講した場合は何か問題がありますか。

A

1. 特段問題はありません。この場合も、講習受講歴が建築士名簿に記載されることとなります。

Q 定期講習の具体的な内容はどのようなものでしょうか。

A

1. 一級建築士の定期講習は6時間（1日）です。
2. 建築基準法・建築士法等の最近の法令改正の内容等、最新の建築技術、建築物の事故事例、職業倫理等に関する講義（5時間）、〇×方式の修了考査（1時間）を受けることとなります。

Q 修了考査に合格しないとどうなりますか。

A

1. 講義の内容をきちんと理解しているかについて修了考査で確認します。
2. 修了考査で及第点を取得できない場合、講義の内容をきちんと理解しているとは言えず、設計・工事監理を独占業務とする建築士としてその能力が担保されているとは言い難いことから、講習の再受講が必要になります。

Q 企業において、雇用するすべての建築士について、定期講習を受講させる必要はありますか。

A

1. 日常的に建築士の資格を活用して業務を実施していない場合であっても、建築士事務所に所

属する建築士として登録されている場合は、建築士として設計・工事監理等の「業」を行うことが可能であることから、定期講習の受講が必要となります。

#### [講習機関の登録制度の創設]

Q 定期講習はどのような機関が行うことになりますか。

A

1. 定期講習は、登録講習機関と呼ばれる機関が実施することとなります。
2. 一定の要件を満たす講習実施主体が、国土交通大臣に登録を行うことで登録講習機関となります。登録講習機関の数には制限はなく、登録要件を満たしていれば、株式会社、公益法人（社団法人、財団法人）を問わず、登録が可能となります。

Q どのような登録講習機関があるのかは、いつ頃から分かりますか。

A

1. 平成20年11月28日の改正建築士法の施行に先立ち、登録講習機関の登録申請等の準備行為が平成20年5月28日から施行されています。
2. 登録された講習機関については、HP等で情報提供する予定です。

Q 様々な講習機関の講習の水準はどのように担保されますか。

A

1. 省令において講習実施基準を定め、告示で講義内容を定めることとしています。
2. また、修了考査のガイドラインを定めることで、講習の水準を担保することとします。

Q また、どの講習機関の講習を受講するかで、建築士法上の取扱いに差は生じるのでしょうか。

A

1. 国土交通大臣の登録を受けた講習機関であれば、どの登録講習機関の講習を受講しても、建築士法上の取扱いに差が生じることはありません。

#### [学歴要件の見直し]

Q 受験資格の学歴要件はどう見直されますか。

A

1. これまでの「所定の学科を卒業すること」が、「所定の科目を履修して卒業すること」に見直されます。

Q この見直しはどのような人から適用されますか。

A

1. 平成21年度入学生から適用されます。

Q 所定の科目（指定科目）は具体的にどうなっていますか。

A

1. 別添資料の通り告示されています。

Q 所定の科目（指定科目）に適合しているかどうかの確認は誰が行うのですか。

A

1. 大学等の申し出に応じ、中央指定試験機関である（財）建築技術教育普及センターで確認作業を実施しています。
2. 詳しくは同財団のHPをご覧ください。

Q 学歴要件の見直しに伴い、これまでの土木学科等の卒業生の受験資格はどうなりますか。

A

1. 法施行時点（平成20年11月28日）で既に卒業している方や在籍中の方（注：そのまま卒業した者に限ります。）については、引き続き、これまでの学歴要件で受験可能です。

#### [実務経験要件の見直し]

Q 受験資格の実務経験要件はどう見直されますか。

A

1. 設計・工事監理に関する業務、一定の工事の施工の技術上の管理に関する業務、建築確認・検査等に関する業務等に限定されます。

Q これまで経験した実務の取扱いは？

A

1. 法施行までの実務経験で必要年数が不足する場合は、法施行後の実務経験と通算することとなります。

Q 実務経験期間に変更はありますか。

A

1. 実務経験の内容は見直されていますが、期間については変更ありません。
2. 7年の実務経験で二級建築士の受験資格が与えられる点や、二級建築士として4年の実務経験があれば、一級建築士の受験資格が与えられる点にも変更はありません。

Q 実務経験はどのように確認するのですか。

A

1. 今後は、原則として管理建築士等の建築士による証明が必要となりますが、これまで通り、建築士試験の申込時点での対面審査も引き続き実施することとしています。

Q 建築確認の業務は実務経験として認められますか。

A

1. 認められます。

Q 建築行政の業務は実務経験として認められますか。

A

1. 建築確認や営繕に係る実務等は認められますが、その他の一般的な建築行政に係る実務は認められません。

Q 大学院における研究の業務は実務経験として認められますか。

A

1. 通常の大学院での建築に関する研究の経験は実務経験として認められません。
2. ただし、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認めることとしています。

Q 大学院において実務経験が認められるのはどのような場合ですか。

A

1. 設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合です。
2. 具体的には、建築設計・工事監理（意匠、構造、設備）に関するインターンシップ及びこれと関連して必要となる演習・実習・実験・講義を合計して、30単位以上であれば実務経験2年、15単位以上30単位未満であれば実務経験1年とみなします。

Q 法施行前に建築系の大学院を修了している場合は、その大学院における在学期間は実務経験と認められますか。

A

1. 法施行時点（平成20年11月28日）で既に大学院を修了されている方や在籍中の方（注：そのまま修了した者に限ります。）の大学院における在学期間については、これまで通り、実務経験として認められます。

#### [専門能力を有する技術者の受験資格の見直し]

Q 建築設備士の一級建築士試験受験について変更された事項は何ですか。

A

1. 平成20年試験から、4年以上実務経験を有する建築設備士に一級建築士試験の受験資格が付与されています。

#### [一級建築士試験の見直し]

Q 平成21年の一級建築士試験の学科試験はどのように変更されますか？

A

1. 現行の学科Ⅰ（計画）について、「計画」と「環境・設備」の2つの科目に分割し、5科目とします。

2. 出題数は100問から125問とし、五枝択一方式を四枝択一方式とします。
3. これに伴い、試験時間も1時間程度延長する予定です。

Q 学科試験はこれまでより幅広い範囲から出題されることになるのですか（出題範囲が広がるのですか）。

A

1. 出題範囲はこれまでと同様ですが、マネジメント、環境・設備、建築士法や職業倫理、構造全般に関する出題を増加させる等の見直しを行います。

Q 学科試験はこれまでより難しくなるのでしょうか。

A

1. 難易度については、従来の建築士試験と変更する予定はありません。
2. 見直しにより、現在の試験内容と比較して、受験者に過度な負担を強いることのないよう留意します。

Q 平成20年の学科試験に合格し、設計製図試験で不合格となった場合の取扱いはどうなりますか。

A

1. これまで通り、平成21年試験については学科試験免除となります。

Q 平成21年以降の学科試験に合格し、設計製図試験で不合格となった場合の取扱いはどうなりますか。

A

1. 建築士法施行規則の改正により、学科試験に合格したものの設計製図試験に不合格となった者に対して、次回試験においてのみ認めている学科試験免除について、平成21年以降の学科試験合格者から次々回までの免除を認めることとなります。
2. このため、例えば、21年の学科試験に合格し、設計製図試験で不合格となった場合、平成22年、23年の建築士試験について、学科試験が免除されることとなります。

Q 平成21年の建築士試験の設計製図試験はどのように変更されますか？

A

1. 現行の設計課題に加え、記述・図的表現などの手段により、構造設計や設備設計の基本的能力を確認する出題を行います。
2. これに伴い、試験時間も1時間程度延長する予定です。

Q 平成21年の建築士試験の受験手数料はどのように変更されますか？

A

1. 試験の見直し等に伴い、受験手数料は19,700円に改定されます。

Q 二級建築士・木造建築士試験の受験手数料についてはどのように変更されますか。

A

1. 一級建築士試験と同様に二級建築士試験・木造建築士試験の見直しを行うかどうかについては、現在、都道府県において検討中です。

## 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

### [構造設計／設備設計一級建築士の資格]

Q 構造設計／設備設計一級建築士は、どのような建築士になれるのでしょうか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士は、高度な構造設計／設備設計の実務能力、専門能力に優れた一級建築士です。
2. 具体的には、一級建築士として5年以上の構造設計／設備設計の実務経験を経た後、所定の講習を受講し、修了考査に合格した者が、構造設計／設備設計一級建築士証の交付を受けることができます。

Q 法適合確認を行った構造設計／設備設計一級建築士は、どのような責任を負うこととなりますか。

A

1. 法適合確認を行った構造設計／設備設計一級建築士は、その構造設計／設備設計について、当該確認を行った範囲内において責任を負うこととなります。
2. 万が一、その確認を行った設計が違法等であった場合には、建築基準法・建築士法上の罰則や懲戒処分の対象となります。

Q 法適合確認を行った構造設計／設備設計一級建築士は、建築基準法上、どのような扱いとなりますか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士は、法適合確認を行った建築物について、建築基準法の設計者とみなされます。
2. これにより、法適合確認に関する建築物に関し特定行政庁による報告聴取等の相手方となる、法適合確認に関する建築物が違反建築物である場合罰則の適用の対象となる等、建築基準法における設計者が果たす責任を、設計者と同様に負うこととなります。

Q 構造設計／設備設計一級建築士講習の具体的内容はどのようなものですか。

A

1. 構造設計一級建築士講習は3日間、設備設計一級建築士講習は4日間です。
2. ①構造／設備に関する建築基準法等の内容等、②構造／設備に関する設計実務・法適合確認実務、職業倫理等に関する講義（2～3日間）、修了考査（1日間）を受けることとなります。

Q 修了考査に合格しなかった場合、構造設計／設備設計一級建築士の資格は付与されませんか。

A

1. 修了考査に合格しなかった場合は、資格は付与されません。
2. 原則として、再度、講習を受けていただき、修了考査に合格していただく必要があります。

Q 構造設計／設備設計一級建築士講習についても、定期講習があるのですか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士も、3年ごとに定期講習を受ける必要があります。

Q 構造設計／設備設計一級建築士定期講習を受講しないと、対象建築物の構造設計や設備設計を行うことはできなくなりますか。

A

1. 定期講習を受講しない場合に、構造設計／設備設計一級建築士としての業務（設計・法適合確認）を行うことは不適當です。
2. なお、構造設計／設備設計一級建築士証を国土交通大臣（又は中央指定登録機関）に返納した場合は、構造設計／設備設計一級建築士定期講習の受講の義務は無くなります。

Q 構造設計／設備設計一級建築士定期講習の修了考査に合格しないと、対象建築物の構造設計や設備設計を行うことはできなくなりますか。

A

1. 定期講習の修了考査に合格しない場合に、構造設計／設備設計一級建築士としての業務（設計・法適合確認）を行うことは不適當です。

Q 構造設計／設備設計一級建築士には資格者証が交付されるのでしょうか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士には、構造設計／設備設計一級建築士証が交付されます。

Q 資格者証以外で確認する方法はないのでしょうか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士であるかどうかは、資格者証で確認するほか、構造設計／設備設計一級建築士証の交付の有無、建築士名簿において構造設計／設備設計一級建築士講習の受講歴が確認できます。
2. なお、建築士事務所から提出される年度ごとの事業報告書や、建築士事務所に置かれる帳簿類にも、構造設計／設備設計一級建築士であるかどうか記載されることとなります。

Q 構造設計／設備設計一級建築士と一級建築士の関係はどのように考えればよいのでしょうか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士制度の創設に伴い、これまでの既存の一級建築士の業務独占範囲には変更はなく、所定の建築物の設計について法適合確認を求める必要はありますが、従来通り、設計そのものを行えることにも、変わりはありません。

Q 設備設計一級建築士が誕生することにより、建築設備士の位置づけはどのように変わるのでしょうか。

A

1. 設備設計一級建築士制度の創設により、建築設備士の位置づけは変わりません。
2. 従って、従来であれば建築設備士に発注していた業務について、今回の改正により発注できなくなるといったことはありません。
3. むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の積極的活用が引き続き期待されているところです。

#### [対象建築物]

Q 構造設計／設備設計一級建築士の関与が義務づけられる対象建築物はどのような考え方で決まっているのですか。

A

1. これらの建築物の構造／設備設計は、難易度が高く、専門の一級建築士でない場合、単独では適切に設計を行うことができない場合もありえることから、構造／設備設計一級建築士の関与を義務付けることとしています。

Q 設備設計一級建築士の関与が義務づけられる対象建築物は何ですか。

A

1. 階数が3以上、かつ床面積の合計が5,000㎡を超える建築物です。

Q 構造設計一級建築士の関与が義務づけられる対象建築物は何ですか。

A

1. その設計が一級建築士の業務独占の対象で、かつ、建築基準法第20条第1号・第2号の建築物に該当する建築物が対象となります。
2. 建築基準法第20条第1号・第2号の建築物とは、それぞれ具体的には、
  - 1) 極めて高度な構造計算（時刻歴応答解析）が義務づけられている高さ60m超の建築物
  - 2) 高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務づけられている、木造で高さ13m又は軒高9mを超える建築物、鉄骨造4階建て以上の建築物、鉄筋コンクリート造で高さ20mを超える建築物、その他これらに準ずる建築物として国土交通大臣が指定するもの（平成19年国土交通大臣告示593号に位置付けられている建築物）等です。

Q 建築基準法第20条第2号の建築物のうち、「その他これらに準ずる建築物として国土交通大臣が指定するもの」（平成19年国土交通大臣告示593号）に位置付けられている建築物について説明して下さい。

A

1. 木造で高さ13m又は軒高9mを超える建築物、鉄骨造4階建て以上の建築物、鉄筋コンクリート造で高さ20mを超える建築物以外の建築物であっても、柱間隔が一定以上ある場合

や耐力壁が少ない場合など、簡易な壁量計算や構造計算で構造安全性の確認が行えない建築物については、高度な構造計算が義務づけられています。

2. これらの建築物についても、構造設計一級建築士の関与が義務づけられています。

Q 建築基準法第20条第2号に該当するRC戸建住宅（200㎡）であっても、一級建築士の業務独占の対象でないことから、構造設計一級建築士の関与は義務づけられないのですか。

A

1. 一級建築士の業務独占の対象でない建築物については、構造設計一級建築士の関与は不要です。

Q EXP-J で接続される建築物について、構造設計一級建築士の関与が義務づけられるのはどのような場合ですか。

A

1. EXP-J で接続される建築物について、その設計が一級建築士の業務独占の対象に該当するか又は、建築基準法第20条第1号・第2号の建築物に該当するかは、1棟単位で判断することになります。

2. その上で、一級建築士の業務独占の対象で、かつ、建築基準法第20条第1号・第2号の建築物であれば、構造設計一級建築士の関与が必要となります。

Q 型式適合認定を受け、審査省略されているプレハブ住宅について、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。

A

1. 型式適合認定を受け、審査省略されているプレハブ住宅は、省令に規定する構造設計図書から除外されています。

2. すなわち、当該物件については構造設計一級建築士の関与は不要となります。

Q 図書省略認定を受けて、ピアチェックの対象から除外されている建築物について、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。

A

1. 図書省略認定を受けて、ピアチェックの対象から除外されている建築物は、建築基準法上の位置付けが法第20条第3号の建築物となります。したがって、構造設計一級建築士の関与は不要です。

#### [関与が必要となる設計行為]

Q 増改築、大規模な修繕・大規模な模様替えの場合に、構造設計一級建築士の関与が義務づけられるのはどのような場合ですか。

A

1. 当該増改築等の後に建築基準法第20条第1号・第2号に該当する建築物について、一級建築士の業務独占の対象となる増改築、大規模な修繕・大規模な模様替えに係る構造設計を行

った場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となります。

Q 増改築、大規模な修繕・大規模な模様替えの場合に、設備設計一級建築士の関与が義務づけられるのはどのような場合ですか。(上記と同じ問の設備版)

A

1. 増改築、大規模な修繕・大規模な模様替えを行う部分が、3階以上、かつ、5,000㎡以上となる場合に、設備設計一級建築士の関与が必要となります。

Q 耐震診断の場合、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。

A

1. 構造設計が行われない場合は、構造設計一級建築士の関与は不要です。

Q 耐震改修の場合、構造設計一級建築士の関与が義務づけられるのはどのような場合ですか。

A

1. 当該耐震改修の後に建築基準法第20条第1号・第2号に該当する建築物について、一級建築士の業務独占の対象となる耐震改修に係る構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となります。

#### [その他]

Q 対象建築物の構造設計／設備設計の手続きはどうなりますか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士が自ら設計を行うほか、その他の一級建築士が構造設計／設備設計を行う場合には、構造設計／設備設計一級建築士による法適合確認を受ける必要があります。

Q 対象建築物であるにもかかわらず、構造設計／設備設計一級建築士が関与しなかった場合はどうなりますか。

A

1. 当該建築物に係る建築確認申請については、建築主事等は申請書を受理しません。
2. また、こうした工事を施工することも禁止されており、違反した工事施工者は、100万円以下の罰金の対象となります。

Q 対象建築物について、構造設計／設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのはいつからでしょうか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのは、平成21年5月27日以降に構造設計／設備設計がなされた建築物になります。

Q 関与が義務づけられる前の設計についての取扱いはどうなりますか。

A

1. 平成21年5月27日以前に設計を行ったものについては、経過措置として6ヶ月の間は、構造設計／設備設計一級建築士の関与がなくともよいことになっています。
2. ただし、平成21年11月27日以降の確認申請にあたっては、一定規模以上の建築物であればすべてのものについて、構造設計／設備設計一級建築士の関与が義務付けられます。

Q 構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合、構造安全証明書の交付は、どのようになるでしょうか。

A

1. 構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合の当該構造設計については、構造計算により建築物の安全性を確かめた場合に交付される証明書の交付義務は適用されません。

Q 構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合、構造安全証明書の交付は、どのようになるでしょうか。

A

1. 構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合、もともとの設計を行った一級建築士については、構造計算により建築物の安全性を確かめた場合に交付される証明書の交付義務は適用されません。

Q 構造設計／設備設計は設計のみならず、工事監理においても、その関与が必要なのでしょうか。

A

1. 工事監理においては、構造設計／設備設計一級建築士の関与を義務付けてはいません。
2. しかしながら、工事監理においても、構造設計／設備設計一級建築士の専門能力を活用することは、工事監理の適正化を図る上でも大変有意義であり、その活用が期待されます。

## 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

### [管理建築士]

Q あらたに管理建築士になるにはどのような要件があるのですか。

A

1. 改正建築士法が施行された後に、新たに管理建築士になろうとする場合は、建築士として設計等の実務を3年以上経験した後、管理建築士講習を受講する必要があります。

Q 現在管理建築士である者はどうなりますか。

A

1. 法施行時に建築士事務所に管理建築士として登録されている建築士が引き続き同じ建築士事務所において管理建築士となる場合については、法施行から3年以内に（設計等の実務を3年以上経験した後に）管理建築士講習を受講すればよいこととなります。他の建築士事務所の管理建築士となる場合には、その時点で設計等の実務を3年以上経験しており、管理建築

士講習を受講している必要があります。

Q 建築士事務所の登録更新を行った場合には、管理建築士の資格はどうなりますか。

A

1. 建築士事務所の登録の更新を行った場合であっても、法施行時に建築士事務所に管理建築士として登録されている建築士が引き続き同じ建築士事務所において管理建築士となる場合には、当該建築士が、法施行から3年以内に（設計等の実務を3年以上経験した後に）管理建築士講習を受講すればよいこととなります。

Q 管理建築士講習を受講すれば、建築士の定期講習の受講は免除されるのでしょうか。

A

1. 管理建築士講習と建築士の定期講習は、法律上の位置づけも、それぞれの内容も異なります。
2. したがって、いずれかの講習を受講したとしても、一方の講習が免除されるわけではありません。

Q 管理建築士講習の具体的な内容はどのようなものでしょうか。

A

1. 管理建築士講習は6時間（1日）です。
2. 建築士法等の関係法令、業務の進め方や経営管理、紛争防止等に関する講義（5時間）、○×方式の修了考査（1時間）を受けることになります。

Q 修了考査に合格しないとどうなりますか。

A

1. 講義の内容をきちんと理解しているかについて修了考査で確認します。
2. 修了考査で及第点を取得できない場合、講義の内容をきちんと理解しているとは言えないことから、講習の再受講が必要になります。

Q 管理建築士となるための3年の実務経験の内容はどうなっていますか。

A

1. 建築士法に規定される建築士事務所開設が必要となる業務（設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等）です。

Q 公共団体の営繕部局など、建築士事務所ではないものの、設計・工事監理等の実務経験を積んだ場合は受講資格がありますか。

A

1. 建築士として、設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等の業務を行っているのであれば、建築士事務所登録をしていない営繕部局における実務経験も認められています。

Q 管理建築士の実務経験について、建築士の種別に関わらず、建築士の実務経験として合算で

きますか。

A

1. 合算できます。

Q 管理建築士講習を受講した管理建築士が、新たに上位の建築士試験に合格した場合、管理建築士講習を再度受講しなければならないのでしょうか。

A

1. 管理建築士の要件は、「建築士として3年以上の実務」＋「講習の修了」となっています。ここでいう「建築士としての実務」も「講習」も建築士の種別を問うものではないため、管理建築士講習を再度受講する必要はありません。

Q 法施行時に管理建築士をしています。法施行後に、新たに事務所を開設する場合、経過措置の対象になりますか。

A

1. 管理建築士としての経過措置は、その事務所の管理建築士でなければ失効します。ご質問の場合、新たに建築士事務所を開設することになりますので、経過措置の対象外となり、「建築士として3年以上の実務」＋「講習の修了」が必要となります。

Q 建築士事務所に所属していますが、設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等の業務以外も行っている場合、実務経験は、どのように判断されますか。

A

1. 設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等の業務の期間が対象となります。
2. 設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等の業務とそれ以外の業務の区別が難しい場合は、按分により期間を算定してもかまいません。  
詳細については、(財)建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) をご覧下さい。

Q 過去に管理建築士のための講習会（都道府県指定講習）を受講していますが、管理建築士講習を受講する必要がありますか。

A

1. 建築士法に基づく管理建築士講習を受講していただく必要があります。

Q 管理建築士講習も3年ごとに受講する必要がありますか。

A

1. 建築士法に基づく管理建築士講習は、定期講習ではないため、3年ごとに受講する必要はありません。

Q 海外で設計・工事監理の業務を行っていますが、これについては、実務経験に含まれるのでしょうか？

A

1. 含まれます。

**[重要事項説明]**

Q 重要事項説明の目的は何ですか。

A

1. 設計・工事監理契約をめぐるトラブルを未然に防止するため、設計又は工事監理を行う建築士事務所から、建築主に対し業務の内容や業務体制等を説明するもので、建築主がその内容を理解した上で、契約を締結するかどうかの判断材料とすることを目的としています。
2. したがって、重要事項説明の時点では、その説明内容が最終的な契約内容と必ずしも同一になるとは限りませんが、建築主の契約締結の判断に資するために行うものであることから、できるだけ締結する契約内容に沿ったものになるよう努めることが適切です。

Q 重要事項説明の具体的内容を教えてください。

A

1. 法律では、
  - ① 作成する設計図書の種類（設計受託契約の場合）
  - ② 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）
  - ③ 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨
  - ④ 報酬の額及び支払いの時期
  - ⑤ 契約の解除に関する事項を説明することが定められています。
2. また、省令で、
  - ⑥ 建築士事務所の名称及び所在地
  - ⑦ 建築士事務所の開設者の氏名（開設者が法人の場合は名称及びその代表者名）
  - ⑧ 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
  - ⑨ 業務に従事することとなる建築士の登録番号
  - ⑩ 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
  - ⑪ 委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地（設計又は工事監理の一部を委託する場合）を説明することが定められています。

Q 建築士事務所が、建築士の業務独占範囲外のリフォーム工事の設計を行う際にも重要事項説明は必要なのでしょうか。

A

1. 契約の対象となる設計・工事監理業務が建築士の業務独占範囲であるか否かに関わらず、建築士事務所が建築主との間で、設計・工事監理契約を締結する場合には、重要事項説明が必

要となります。

Q 重要事項説明を行うのは管理建築士に限られるのでしょうか。

A

1. 管理建築士でなくとも、建築士事務所の所属建築士が説明を行えばよいです。

Q 重要事項説明は、例えば、一級建築士の業務独占となる大規模建築物に関する契約の重要事項説明を二級建築士が行ってもよいのでしょうか。

A

1. 不適當です。

Q 重要事項説明はいつ行えばよいですか。

A

1. 設計・工事監理契約を締結しようとするときに「あらかじめ」行うこととなっています。
2. したがって、重要事項説明を行う事項・内容が具体的に確定し、建築主が契約を締結するかどうかの判断材料となりうる状況になって以降、契約を締結するまでの間に、重要事項説明を行う必要があります。

Q 「作成する設計図書の種類（設計受託契約の場合）」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。

A

1. 当該設計受託契約により作成する図書を記載し、説明する必要があります。
2. 図書の種類については、業務報酬基準の告示の記載を参考とすることも考えられます。

Q 「工事と設計図書との照合の方法（工事監理受託契約の場合）」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。

A

1. 「立会い、抜き取り検査により、工事と設計図書の照合を行う」など、工事と設計図書の照合の方法について、記載し、説明する必要があります。

Q 「工事監理の実施の状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。

A

1. 「工事監理業務の終了時に、工事監理報告書により報告する」など、工事監理の実施の状況に関する報告の方法や時期について、記載し、説明する必要があります。

Q 設計又は工事監理に従事することとなる建築士は、どのように記載し、説明すればよいのですか。

A

1. 当該建築士事務所において、設計・工事監理に従事する建築士の氏名等を記載し、説明する

必要があります。

Q 設計又は工事監理に従事することとなる建築士は、設計・工事監理を行う建築士（記名・押印を行う建築士）でよいのでしょうか。それとも、補助業務も含めて関与する建築士全ての氏名等を記載し、説明しなければいけないのでしょうか。

A

1. 建築士全ての氏名等を記載し、説明することまで求めていません。
2. 当該建築士事務所において、設計・工事監理を行う建築士（記名・押印を行う建築士）の氏名等を記載し、説明することで足りります。

Q 再委託を行う場合の建築士の氏名等については、記載し、説明する必要がありますか。

A

1. 再委託先の建築士事務所で、設計・工事監理に従事する建築士の氏名等までは求めていません。
2. 建築主から委託を受けた建築士事務所（元請け建築士事務所）において、設計・工事監理を行う建築士の氏名等について記載し、説明することで足りります。

Q 「報酬の額及び支払いの時期」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。

A

1. 建築主が契約を締結するかどうかの判断材料とするうえでは、報酬の額について具体的な金額（例えば、見積り価格や希望価格。）を記載し、説明することが適切です。
2. また、支払いの時期については、具体的な時期や回数について記載し、説明する必要があります。

Q 報酬の額について、重要事項説明の段階で確定できていない場合はどうすればよいですか。

A

1. 重要事項説明の時点で報酬の額が確定できていない場合についても、建設省告示 1206 号を用いた概算額等の目安となる金額を示すとか、具体的な算出方法を明示するなど、建築主の契約締結の判断に資するための重要事項説明であるという趣旨に沿った形で、建築主にわかりやすく内容を明らかにする必要があります。
2. なお、「未定」・「実費」など、報酬の額が不明な記載は、重要事項説明の趣旨に照らし、不適當です。また、書面の記載事項が空欄の場合は、当該事項を説明したことになりません。

Q 「契約の解除に関する事項」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。

A

1. 契約事項として定める契約解除の方法や、契約の解除に関する特約等について記載し、説明する必要があります。

Q 「対象となる建築物の概要」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。

A

1. 建設予定地、用途、工事の種別（新築・増改築の別等）などについて記載し、説明する必要があります。

Q 「委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地（設計又は工事監理の一部を委託する場合）」としてどういったことを記載すればよいのですか。

A

1. 再委託の有無、再委託がある場合にはその業務の内容、予定する受託者（建築士事務所の開設者）の氏名・名称及び受託者が開設している建築士事務所の名称及び所在地について記載する必要があります。

Q 重要事項説明の内容として、その時点で未定の事項について「未定」としてもよいですか。

A

1. 建築主が契約を締結するかどうかの判断材料を提供するという制度趣旨から、不適當です。

Q 重要事項説明について、省令等で様式は示されないのでしょうか。

A

1. 省令では示されません。
2. なお、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会の4会が協同して、四会標準様式、記載例を定める予定です。関連するHP等については、定まり次第、情報提供いたします。

Q 重要事項説明をした内容が、その後に変更された場合、再度説明する必要がありますか。

A

1. 再度、重要事項説明を行うことは、法律上求められていません。
2. しかしながら、今回の法改正の趣旨を踏まえ、後々のトラブルを未然に防止するために、建築主に対し、当該内容をきちんと説明することが望ましいと思われます。

Q 重要事項説明をした内容がその後に変更された場合に再説明を行うのは建築士である必要がありますか。

A

1. 再度、重要事項説明を行うことは、法律上求められていません。
2. したがって、任意に再説明を行う場合は、その説明内容に応じ、適切な者が説明を行えばよいと考えます。

Q 建築士事務所から他の建築士事務所に設計等を再委託する場合も、重要事項説明が必要ですか。

A

1. その場合は不要です。

Q 重要事項説明を行わなかった場合等の罰金や罰則について教えてください。

A

1. 重要事項説明を行わなかった場合や虚偽の説明を行った場合は、その建築士事務所や説明を行った建築士が監督処分や懲戒の対象となりえます。
2. なお、説明を行う建築士が免許証を提示しなかった場合は、その建築士は10万円以下の過料の対象となります。

Q 重要事項説明の書面について、保存する必要があるのでしょうか。

A

1. 法律上は特段、保存を求めています。
2. しかしながら、後々のトラブルを未然に防止する観点からは、何らかの方式で、可能な範囲で保存しておくことが望ましいと思われれます。

Q いつの時点の契約から重要事項説明の義務付けの対象となるのでしょうか。

A

1. 改正建築士法の施行日（平成20年11月28日）以降に契約が締結されるものについて、重要事項説明が義務付けられます。

Q 重要事項説明（建築士法第24条の7）と書面の交付（建築士法第24条の8）を同じ書面で兼ねることはできますか（一度で済ませることはできますか）。

A

1. 重要事項説明は契約前に行うものであり、一方、書面の交付は契約後に行うものです。したがって、一度で済ませることはできません。

Q 説明を受けた建築主のサインや押印は必要ですか。

A

1. 法律上は求めています。
2. しかしながら、後々のトラブル防止のためには、建築主のサインや押印により説明内容を理解したことをきちんと確認することが望ましい場合は、個別にご判断されることが望ましいと考えます。

Q 説明する建築士のサインや押印は必要ですか。

A

1. 法律上は求めています。

Q 設計・工事監理業務と併せて、企画・調査などの業務を受託する場合、企画・調査などの業務についても、重要事項説明が必要ですか。

A

1. 設計・工事監理以外のいわゆるその他業務の受託については、重要事項説明は義務付けられていません。

### [再委託の制限等]

Q 再委託の制限（改正法第24条の3第1項）はどういった趣旨ですか。

A

1. 改正建築士法第24条の3第1項（再委託の制限）は、建築主から設計・工事監理業務の委託を受けた建築士事務所の開設者が、当該業務を建築士事務所の開設者以外の者に再委託することを禁止するものです。

Q これにより、設計の補助的な業務を建築士事務所以外に委託してはいけなくなるのですか。

A

1. 改正建築士法でいう「設計・工事監理」とは、改正建築士法第2条第5項及び第7項に定める設計・工事監理をいい、補助業務を再委託する場合についてまでも禁止するものではありません。

Q 今回の改正で建築士法上の設計の補助的な業務の取扱いに変更はありますか。

A

1. 設計・工事監理業務の補助的な業務の取扱いに変更はありません。

Q 今回の改正で建築士法上の業務独占外の業務の取扱いに変更はありますか。

A

1. 建築士法上の業務独占外の業務の取扱いに変更はありません。

Q 一括下請けが禁止されている一定の建築物の設計を受注し、構造、設備を再委託し、意匠設計のみを実施する場合、禁止要件に該当しますか。

A

1. 該当しません。

### [建築士名簿、携帯用免許証]

Q 建築士名簿が一般の閲覧に供されることになるのですか。

A

1. 建築士名簿に登録される事項は、一級建築士名簿については国土交通省令で、二級・木造建築士名簿については都道府県の規則で定められています。
2. 一級建築士名簿については、今後、国土交通省令を改正し、
  - ・ 氏名、登録番号
  - ・ 構造設計一級建築士または設備設計一級建築士であるかどうか
  - ・ 定期講習の受講歴
  - ・ 処分歴

等を登録事項として定め、これらの情報が閲覧に供されることとなっています。二級建築士

名簿及び木造建築士名簿についても、各々の都道府県の規則において、登録事項が改正されることとなります。

Q 建築士名簿の閲覧により、住所等の建築士の個人情報が漏れることにはならないでしょうか。

A

1. 建築士名簿の登録事項は、資格者を特定するための情報が対象となります。したがって、住所等の個人情報が漏洩することはありません。

Q 指定登録機関が登録事務を実施する場合に、建築士名簿の閲覧事務は誰が行うのですか。

A

1. 国土交通大臣が中央指定登録機関を指定した場合は、中央指定登録機関が閲覧事務を実施することとなります。
2. また、都道府県知事が都道府県指定登録機関を指定した場合は、都道府県指定登録機関が閲覧事務を実施することとなります。

Q 一級建築士免許証が変更されるのですか。

A

1. 今後、省令を改正し、一級建築士免許証の様式を変更することで、一級建築士免許証が顔写真入の携帯型に変わる予定です。

Q 携帯型の建築士免許証は常時携帯する必要があるのでしょうか。

A

1. 改正法で新たに設けられる契約前の重要事項説明に際して、建築士免許証を提示することが義務付けられています。
2. その他の場合は、建築士免許証の携帯について法律では特段義務付けは行われていません。
3. しかしながら、建築主その他の関係者から、資格者であることの確認が求められることは多く、この場合、携帯型免許証が活用されることが想定されます。

Q 従来の一級建築士免許証（A4サイズ）は強制的に切り替える必要があるのですか。

A

1. A4サイズの免状型の一級建築士免許証も引き続き有効であり、携帯用免許証への切り替えは強制的に行う必要はありません。

Q 重要事項説明時に提示するには、従来の一級建築士免許証（A4サイズ）ではダメなのですか。

A

1. A4サイズの免状型の一級建築士免許証も引き続き有効ですので、問題ありません。

Q 従来の一級建築士免許証からの切り替えの際の手続きはどうなるのですか。

A

1. 改正建築士法が施行された後に新たに一級建築士免許を取得する方には、携帯型の一級建築士免許証が交付されます。
2. 従来の免状型の一級建築士免許証をお持ちの方については、申し出に応じ、任意で切り替えを行うことは可能です。(なお、この場合、手数料(5,900円)が必要となります。)
3. 切り替えの際には従来の免状型の一級建築士免許証は返納することとなります。

Q 携帯型の一級免許証になると記載事項が変更されるのでしょうか。

A

1. 携帯型の一級建築士免許証には、氏名、登録番号、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士であるかどうかのほか、任意の記載事項として、講習の受講歴が記載できます。

Q 建築士が処分され、免許証を返納する場合は、通知などが来るのでしょうか。また、返納しない場合、罰金などがあるのでしょうか。

A

1. 建築士法に基づき免許取り消しの処分がなされた場合、本人に対し、期限を定めて建築士免許証を返納する旨の通知がなされます。
2. 定められた期限までに返納されない場合は、10万円の過料に処せられることとなります。

#### [指定登録機関等]

Q 建築士の登録・建築士事務所の登録を行う指定登録機関とは何ですか。

A

1. これまで国土交通大臣や都道府県知事が実施していた建築士・建築士事務所の登録等の業務を、それぞれが指定する者(中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、指定事務所登録機関)にアウトソーシングできることとなります。
2. 実際に業務をアウトソーシングするかどうかは、国土交通大臣や都道府県知事が地域の実情等に応じ判断することとなります。

Q 指定登録機関ができると、建築士や建築士事務所の登録について、国・都道府県に申請ができなくなるのでしょうか。

A

1. 指定登録機関が指定された場合は、国土交通大臣・都道府県知事は当該業務を実施しなくなります。免許申請、登録申請、免許証の交付・再交付等の事務は、指定登録機関が実施することとなります。

Q 指定登録機関が登録業務を行う場合は、建築士免許証は交付されず、建築士免許証明書が交付されるのですか。

A

1. 指定登録機関が建築士の登録業務を行う場合は、もともとの登録者(国土交通大臣や都道府県知事)が交付していた免許証に代えて、免許証明書を交付することとなっています。

Q 免許証明書はこれまでの免許証と違うのですか。

A

1. 指定登録機関が登録等の事務を代行する場合であっても、免許権限そのものは大臣、知事に留保されているため、免許証でなく、免許証明書としているものです。免許証明書の効力は免許証となんら変わりありません

Q 中央指定登録機関の指定は既に行われているのですか。

A

1. 中央指定登録機関として、(社)日本建築士会連合会が平成20年10月17日に指定されています。

### 団体による自律的な監督体制の確立

#### [建築士事務所協会、建築士事務所協会連合会の法定化]

Q 建築士事務所協会が法定化されると聞きましたが、どういうことですか。

A

1. 改正建築士法の中で、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会を法律上位置付け、苦情解決や研修等の業務を団体の業務として規定しています。

Q 建築士事務所協会等の法定化はいつからスタートするのですか。

A

1. 平成21年1月5日から施行されます。

Q 建築士事務所協会等が法定化されると、建築士事務所協会に入会する必要があるのでしょうか。

A

1. 建築士事務所協会等が法定化されたとしても、これらに加入することが義務付けられているわけではありません。
2. しかしながら、従来から法定団体である建築士会や今回法定団体として位置付けられた建築士事務所協会等の職能団体が積極的に加入率向上に努め、建築士事務所業務の適正化、建築士の自己研鑽等が進められることが望まれます。

Q 建築士事務所協会が加入制限を行うことが禁止されるのですか。

A

1. 建築士事務所協会が法定化され、建築士事務所協会の会員である建築士事務所（の開設者）は、非会員である建築士事務所と比較して、より建築主の信用を得やすい立場となることとなります。
2. したがって、建築士事務所の開設者が入会を希望した場合、不当に加入制限を行うことを禁止しています。

Q 建築士事務所協会の名称使用制限とは何ですか。

A

1. 建築士事務所協会が法定化され、建築士事務所協会の会員である建築士事務所（の開設者）は、非会員である建築士事務所と比較して、より建築主の信用を得やすい立場となることとなります。
2. したがって、非会員である建築士事務所が会員を名乗ったり、建築士事務所協会でない団体が建築士事務所協会と名乗ることを禁止しています。

Q 建築士事務所協会が行う苦情解決のための業務では、建築士事務所協会の会員でない建築士事務所に対する苦情についても、受け付けてもらえますか。

A

1. 法定化された建築士事務所協会では、非会員の建築士事務所に関する一般の建築主等からの苦情についても、相談に応じ、事情の調査等を行うこととしています。

Q 建築士会、建築士事務所協会が研修を実施することが義務付けられたと聞きましたが、これを受講すれば、定期講習の受講が免除されるのでしょうか。

A

1. 定期講習と法定団体の研修は、その目的・位置づけが異なり、建築士会や建築士事務所協会等が実施する研修を受講したとしても、法定講習の受講が免除されるものではありません。

Q 建築士会、建築士事務所協会が実施する研修を受けた場合も、建築士名簿にも記載されることとなるのでしょうか。

A

1. 建築士会、建築士事務所協会が実施する研修を受講したとしても、これらは建築士名簿の登録事項ではないことから、建築士名簿には記載されません。

Q 都道府県によっては、建築設計事務所協会といった名称の団体があるが、これは法定化される建築士事務所協会としては認められないのでしょうか。

A

1. 法律に位置付けられる団体は、その名称中に建築士事務所協会という文言が必要とされています。したがって、設立趣旨がほぼ同じであっても、その名称が異なる団体は、名称が変更されない限りは、法定化される団体とは認められません。

Q 法律に位置付けられる建築士事務所協会は都道府県に複数あることも想定されるのでしょうか。

A

1. 制度的上は、一つの都道府県の区域内に複数の建築士事務所協会が設立されることは排除されません。

## その他

### [業務報酬基準見直し]

Q 業務報酬基準の見直しの方向性は怎么样了か。

A

1. 業務報酬基準（昭和54年建設省告示1206号）については、今回の一連の建築士制度の見直しに併せて、見直しを行うこととなっています。
2. 建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすることを基本的考え方として、標準業務・追加業務の見直し、標準的な業務量を定める略算表の見直し等を行う予定としています。

Q 業務報酬基準見直しのスケジュールは怎么样了か。

A

1. 現在、建築士事務所業務の実態調査に基づく整理を行っており、改正建築士法が施行される平成20年11月28日を目途に告示の見直しを行う予定です。

### [その他]

Q 建築士制度の見直しの内容を知りたいのですが、どうすれば良いですか。

A

1. 本ホームページに法令関係の情報が載っています。また、(財)建築行政情報センターのホームページ (<http://www.icba.or.jp/>) に改正建築士法に関する情報がまとめて掲載されていますので、ご参照ください。
2. また、ご質問等がある場合には、最寄の都道府県の建築士担当部局、建築士会、建築士事務所協会にお問い合わせください。

Q 資料を読んでも内容がよく分かりません。講習会や説明会はないのでしょうか。

A

1. 各都道府県の建築士会等において、改正建築士法に関する講習会が行われる予定です。詳細については、最寄の都道府県の建築士担当部局、建築士会等にお問い合わせください。